

和 建 総 号 外  
平成17年3月25日  
(2005年)

和歌山市建設業協会 様  
各 位

和歌山市建設部建設総務課

## 平成17年度 入札・契約制度の改正について(通知)

和歌山市では、公共工事は市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、新たな観点から「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「不正行為の排除の徹底」、「工事の適正な施工の確保」、「技術と経営に優れた企業づくり」を基本理念に、積極的に入札・契約制度の改善に取り組んでいるところです。

その一環として、平成16年11月26日付け「建設業者の客観点数に主観点数を加算した総合点数による等級・格付けについて」で通知したとおり、経営と技術に優れた建設業者を育成し、建設工事の適正な施工の確保を図るため、現在、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による総合評点に基づき建設工事業者の等級・格付け(ランク付け)を行なっている、土木一式、建築一式、電気、管、アスファルト舗装、鋼構造物工事の6業種において、和歌山県内に主たる営業所(本社・本店)を置く者を対象とし、総合評点に工事成績評定、優良工事表彰受賞歴、ISO認証取得、技術者数、指名停止の点数(主観点)を加減した「総合点数」による等級・格付け(ランク付け)を平成17年4月1日より実施することに伴い、次のとおり改正しますので通知します。

### 1 等級・格付け(ランク付け)

「和歌山市建設工事に係る指名競争入札参加者の指名基準」における等級・格付けを、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による総合評点から「総合点数」による等級・格付けに変更します。

なお、経営と技術に優れた建設業者を育成し、建設工事の適正な施工の確保を図るため、等級・格付けの基準となる総合点数の範囲及び発注金額の上限、下限は現行どおりとします。 【6頁参照】

### 2 地区割りの変更

現在、「和歌山県内に本社を有する建設業者の指名取扱い基準」により、予定価格6,000万円未満の指名競争入札及び予定価格6,000万円以上1億5,000万円未満の地域限定型条件付き一般競争入札の対象となる、土木一式工事、建築一式工事については、市の行政区域(42地区)を工事施工場所の区域により、地区を分割して指名を行なっていますが、より多くの工事に、より多くの業者が参加でき、より公正な競争を促進するため、次のとおり地区の分割を変更します。

1) 指名競争入札に係る地区割の変更

土木一式工事

12地区

9地区

旧		新	
1	加太, 西脇, 木本	1	加太, 西脇, 木本, 松江
2	松江, 貴志, 湊	2	貴志, 湊, 楠見, 野崎
3	楠見, 野崎, 有功	3	有功, 直川, 紀伊, 川永, 山口
4	直川, 紀伊, 川永, 山口		
5	中之島, 城北, 本町, 雄湊	4	中之島, 城北, 本町, 新南, 大新, 宮北, 芦原, 四箇郷, 西和佐
6	砂山, 吹上, 今福	5	雄湊, 広瀬, 砂山, 吹上, 今福, 高松
7	四箇郷, 芦原, 広瀬, 新南, 大新, 宮北	6	雑賀, 雑賀崎, 和歌浦, 田野, 名草
8	宮, 宮前	7	宮前, 三田, 宮
9	小倉, 和佐, 西和佐	8	西山東, 岡崎, 安原
10	高松, 雑賀, 雑賀崎, 和歌浦, 田野	9	小倉, 和佐, 東山東
11	三田, 安原, 名草		
12	岡崎, 西山東, 東山東		

建築一式工事

8地区

6地区

旧		新	
1	加太, 西脇, 木本, 松江	1	加太, 西脇, 木本, 松江, 貴志, 湊
2	貴志, 楠見, 野崎, 湊	2	楠見, 野崎, 有功, 直川, 紀伊, 川永, 山口
3	有功, 直川, 紀伊, 川永, 山口		
4	城北, 本町, 雄湊, 砂山, 吹上, 今福	3	城北, 本町, 雄湊, 大新, 広瀬, 新南, 芦原, 吹上
5	宮, 宮前, 芦原, 広瀬, 新南, 大新, 宮北	4	中之島, 四箇郷, 宮, 宮北, 岡崎, 西和佐, 和佐, 小倉
6	小倉, 和佐, 西和佐, 四箇郷, 中之島	5	砂山, 今福, 高松, 雑賀, 雑賀崎, 田野, 和歌浦, 名草
7	高松, 雑賀, 雑賀崎, 和歌浦, 名草, 田野	6	宮前, 三田, 安原, 西山東, 東山東
8	三田, 岡崎, 安原, 西山東, 東山東		

## 2) 地域限定型の条件付き一般競争入札に係る地区割の変更

土木一式工事

4 地区

4 地区

旧		新	
1	加太, 西脇, 木本, 松江, 貴志, 湊, 楠見, 野崎, 有功, 直川, 紀伊, 川永, 山口	1	加太, 西脇, 木本, 松江, 貴志, 湊, 楠見, 野崎, 有功, 直川, 紀伊, 川永, 山口
2	中之島, 城北, 本町, 雄湊, 砂山, 吹上, 今福,	2	中之島, 城北, 本町, 新南, 大新, 宮北, 芦原, 四箇郷, 西和佐, 宮前, 三田, 宮
3	四箇郷, 芦原, 広瀬, 新南, 大新, 宮北, 宮, 宮前, 小倉, 和佐, 西和佐	3	雄湊, 広瀬, 砂山, 吹上, 今福, 高松
4	高松, 雑賀, 雑賀崎, 和歌浦, 田野, 三田, 安原, 名草, 岡崎, 西山東, 東山東	4	雑賀, 雑賀崎, 和歌浦, 田野, 名草, 西山東, 岡崎, 安原, 小倉, 和佐, 東山東

建築一式工事

2 地区

2 地区

旧		新	
1	加太, 西脇, 木本, 松江, 貴志, 楠見, 野崎, 湊, 有功, 直川, 紀伊, 川永, 山口, 城北, 本町, 雄湊, 砂山, 吹上, 今福	1	加太, 西脇, 木本, 松江, 貴志, 湊, 楠見, 野崎, 有功, 直川, 紀伊, 川永, 山口, 城北, 本町, 雄湊, 大新, 広瀬, 新南, 芦原, 吹上
2	宮, 宮前, 芦原, 広瀬, 新南, 大新, 宮北, 小倉, 和佐, 西和佐, 四箇郷, 中之島, 高松, 雑賀, 雑賀崎, 和歌浦, 名草, 田野, 三田, 岡崎, 安原, 西山東, 東山東	2	中之島, 四箇郷, 宮, 宮北, 岡崎, 西和佐, 和佐, 小倉, 砂山, 今福, 高松, 雑賀, 雑賀崎, 田野, 和歌浦, 名草, 宮前, 三田, 安原, 西山東, 東山東

## 3 建設工事等指名停止基準の一部改正

### 1) 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の加重

談合等の独占禁止法違反及び競売入札妨害は,本市の掲げる入札・契約制度改革の基本である「透明性の確保」,「公正な競争の促進」,「不正行為の排除の徹底」等に著しく相反するものであることから,

ア 談合情報を得た場合等において,有資格者が「談合等を行なっていない旨の誓約書」を提出しているにも関わらず,当該事案について独占禁止法違反等の容疑により逮捕等されたとき。

イ 公共機関の職員が競売入札妨害等で逮捕等された場合,当該職員の容疑に関し,有資格者が入札妨害および談合等で逮捕等されたとき。

に該当する場合、指名停止期間の加重を行なうとともに抑止効果を高めるため、指名停止基準に次のとおり第4条を挿入します。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行なう際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次のいずれかに該当することとなった場合には、資格停止の期間を加重するものとする。

(1)市が談合等の情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を市長に提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2の5の(1)又は6の(1)に該当したとき。

(2)本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の6に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

## 2)「指名停止措置の公表」を明記

現在、指名停止措置を行なった場合、当該有資格者の商号、所在地、指名停止期間、指名停止理由を和歌山市ホームページで公表していますが、指名停止基準に明記し公表することで社会的な責務を負ってもらうとともに、法令遵守の促進を図るため、指名停止基準に次のとおり第10条を挿入します。

(指名停止措置の公表)

第10条 市長は、指名停止を行なったときは、当該指名停止に係る有資格業者の商号又は名称、所在地、指名停止期間、指名停止理由及び適用条項を公表するものとする。指名停止期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行った場合も同様とする。

## 4 県外業者の条件付一般競争入札の入札参加の取扱いについて

現在、県外ゼネコン業者の条件付一般競争入札の入札参加の取扱いについては、県内業者により施工することが難しい技術的難度が高い土木一式工事及び建築一式工事について、県外ゼネコンを経営事項審査による総合評点により、

1,400点以上をG1グループ(予定価格が概ね3億円以上)

1,200点以上1,400点未満をG2グループ(予定価格が概ね1億5千万円以上)

1,000点以上1,200点未満をG3グループ(予定価格が概ね1億5千万円未満)

の3つのグループに分け、参加条件を設けていますが、平成17年4月1日より、上記グループ分けを基本として、参加条件を設けるものとしますが、当該工事の技術的難度、予定価格を勘案しながら、より多くの業者が広く一般競争入札へ参加できるように、上記条件を広く設定できることとします。

## 5 市内業者の育成

- 1)平成17年4月1日より主観点を加味した総合点数を導入しますが、従来どおり県外ゼネコン業者を対象とした一般競争入札において、市内業者の育成と技術力の向上を図るため経営事項審査による総合評点(経審点)1,000点以上の市内業者に限り、総合点数へ100点を加算します。
  
- 2)地元業者の育成と技術力向上を図るため、技術的難度等を勘案し県外ゼネコン業者と地元業者の共同企業体、地元業者同志による共同企業体の導入に積極的に取り組みます。

別表（第2条及び第3条関係）

1 土木一式工事

等級	総合点数	発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）
S	850点以上	2,500万円以上
A	750点以上 850点未満	2,500万円以上 1億5,000万円未満
B	700点以上 750点未満	500万円以上 6,000万円未満
C	600点以上 700点未満	2,500万円未満
D	600点未満	500万円未満

2 建築一式工事

等級	総合点数	発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）
S	800点以上	2,500万円以上
A	750点以上 800点未満	2,500万円以上 1億5,000万円未満
B	700点以上 750点未満	500万円以上 6,000万円未満
C	600点以上 700点未満	2,500万円未満
D	600点未満	500万円未満

3 電気工事

等級	総合点数	発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）
S	800点以上	1,500万円以上
A	750点以上 800点未満	1,500万円以上 6,000万円未満
B	650点以上 750点未満	1,500万円未満
C	650点未満	500万円未満

4 管工事

等級	総合点数	発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）
S	800点以上	1,500万円以上
A	750点以上 800点未満	1,500万円以上 6,000万円未満
B	650点以上 750点未満	1,500万円未満
C	650点未満	500万円未満

5 鋼構造物工事

等級	総合点数	発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）
A	700点以上	概ね130万円以上
B	700点未満	6,000万円未満

6 アスファルト舗装工事

等級	総合点数	発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）
A	800点以上	概ね130万円以上
B	800点未満	6,000万円未満

（注1）予定価格が6,000万円以上の工事については，特定建設業とする。

（注2）土木一式工事及び建築一式工事のS，A等級において，特定建設業の許可を得ていない者はB等級とする。

（注3）予定価格が6,000万円未満の土木一式工事及び建築一式工事に係る入札参加者の指名において，指名行政地区組合せ表により選定する場合，指名業者数が10者に満たない場合は，直近上位等級者を指名することができる。